

記者発表(資料配布)				
月/日	担当部局課名	担当課長名 (担当班長等名)	TEL	その他 配布先
2/14 (木)	産業労働部政策労働局 産業政策課政策班	産業政策課長 計倉 造寿 (政策班長 富田 恵一)	078-362-3351 (内線3535)	—

新たな外国人材受入れに係る制度説明会の開催について

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。

つきましては、この新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり法務省による説明会が開催されますので、ご案内します。

記

1 日 時

平成31年2月28日(木) 9時30分～12時30分（受付は9時から開始）

2 場 所

兵庫県中央労働センター 大ホール
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号

3 内 容

- (1) 在留資格「特定技能」に係る制度説明(法務省)
- (2) 在留資格「特定技能」の対象分野(※)に係る関係省庁の個別説明(調整中)

〔※対象分野(14分野)

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電子・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造、外食業

- (3) 質疑応答

4 参加対象

- (1) 在留資格「特定技能」による受入れを希望する兵庫県内所在の企業・団体等
- (2) 改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望する兵庫県内所在の企業・団体等
- (3) 各分野の業界団体、経済団体 等
- (4) 兵庫県内の自治体

5 定 員

280名（参加費無料、先着順）

※申し込みは、1団体あたり1名までとさせていただきます。

6 申し込み方法

以下のURLにアクセスし、必要事項を記入のうえ、お申し込みください。
なお、定員に達し次第、申し込みを締め切ります。

<申込URL>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1549950254376>

7 問い合わせ先

(1) 説明会に関すること

法務省入国管理局総務課広報係
東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL：03-3580-4111

(2) 申し込みに関すること

兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課政策班
神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL:078-341-7711(内線3517、3660、3535) FAX：078-362-3915